

## 長期優良住宅認定申請書類についての取扱基準

令和7年4月1日改定

※認定申請時には、

確認書又は評価書（長期確認有）を添付する場合 → 【1】

確認書又は評価書（長期確認有）を添付しない場合 → 【1】 + 【2】  
を提出ください。

### 【1】紙にて提出「正本1部・副本1部」

- ①認定申請書
- ②委任状（代理人が申請手続きを行う場合）
- ③地区計画等への適合が確認できる書類  
（地区計画、建築協定、都市計画法、土地区画整理法による許可など）
- ④その他基準への適合チェックシート（面積、景観、維持、災害）
- ⑤長期使用構造等であることの確認書又は  
その確認がなされた住宅性能評価書
- ⑥維持保全計画書
- ⑦付近見取図
- ⑧配置図
- ⑨各階平面図
- ⑩立面図（最高高さ及び軒高さ寸法のわかるもの）
- ⑪敷地面積求積図
- ⑫断面図又は矩計図
- ⑬建物面積求積図
- ⑭状況調査書（既存建物を認定対象とする場合）
- ⑮工事履歴書（既存建物を認定対象とする場合）

○注意

- ⑧～⑮は、住宅と同時に建築する別棟の車庫や物置なども記載が必要
- ⑥は正本に写し、副本に原本を添付
- ⑧～⑮は評価機関の押印が必要

### 【2】磁気ディスクにて提出「正本1部・副本1部」

設計内容説明書・【1】以外の設計図・構造計算書・外皮性能計算書  
・住宅型式性能確認書・使用材料の性能認定書・カタログなど

○注意

- ・データは「pdf」形式とする
- ・保存方法は「設計図」「カタログ」などのフォルダを作成して分類する
- ・【1】は1つのファイルにまとめ、【2】は「構造計算書」「カタログ」等分類する

### ※変更認定申請・軽微変更届について

- ・【1】と【2】に準じて行う

※裏面あり

※認定計画実施者の変更申請について（建売住宅の売買など）

- ・登記事項証明書（建物）の写しを添付  
（申請書の「認定に係る住宅の位置」は登記事項証明書の所在欄を転記）

※完了報告について

- ・完了報告時において軽微変更がある場合、併せて軽微変更届を提出  
（ただし、認定計画実施者の新住所への変更、別棟の取り止め等は完了報告書の備考欄に記載することで軽微変更届の省略を可とする）
- ・変更があった場合は、変更の確認済証(写)及び変更内容がわかるものを添付
- ・收受日付印のある完了報告書の控えが必要な場合は控えも提出